

令和 7 年 第 1 回

柳川市農業委員会総会議事録

令和 7 年 1 月 10 日

柳川市農業委員会

第 1 回 柳 川 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

日 時 令和 7 年 1 月 10 日 午後 2 時 00 分～午後 2 時 46 分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 農業委員出席者 18名 欠席者 1名

議 題 議案第 1 号

1. 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号

1. 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第 4 号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

3. あっせん申出書の取下願について

その他

農業委員

出席委員（18名）

2番 藤 吉 利 広
4番 亀 崎 壽 満
6番 梶 島 一 晴
8番 野 口 秀 一
10番 藤 木 邦 彦
12番 松 藤 道 大
14番 浦 幸之助
16番 園 田 清 美
18番 小 柳 浩 子

3番 亀 崎 忠 治
5番 梅 崎 直 祝
7番 古 賀 宏 義
9番 三小田 由 勝
11番 田 中 満 義
13番 松 藤 稔
15番 原 壽 利
17番 阿志賀 一 喜
19番 島 添 茂 樹

欠席委員（1名）

1番 山 田 善 治

推進委員

出席委員（19名）

龍 正 典
山 口 弘 司
乗 富 隆 公
梶 島 福 博
櫻 木 利 和
河 口 勇
堤 和 弘
鶴 田 信 行
三 浦 榮 一
江 口 克 子

中 村 博
成 清 義 法
古 賀 勝 次
池 上 藤 人
米 田 秀 俊
平 川 貴 大
大 津 眞 次
河 口 隆 光
吉 開 健

欠席委員（0名）

会議に出席した申請者

市 長 金 子 健 次

本会議に出席した事務局職員

事務局 長 白 谷 雄一郎

事務局次長 平 河 郁 夫

事務局職員 田 中 道 博

午後 2 時00分 開会

○事務局長（白谷雄一郎君）

それでは定刻になりましたので、令和 7 年第 1 回総会を始めさせていただきます。御起立をお願いします。礼。よろしくお願いします。御着席ください。

では、議案審議に入っていただく前に、1 件お知らせでございます。

議案書郵送後に第 5 条申請の取下げが 1 件あっておりますので、議案書の差替えがあっております。差替えの議案書につきましては皆様の机の上に配付しておりますので、御審議の際はそちらのほうを参照していただくようお願いいたします。

それでは、柳川市農業委員会会議規則第 4 条の規定によりまして、会長が議長となりますので、島添会長よろしくお願ひいたします。

○議長（島添茂樹君）

皆さん、新年明けましておめでとうございます。委員の皆様には輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃から農業行政、農業振興につきましては格段なる御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、能登半島地震はじめ、全国各地で豪雨被害や台風被害が起き、農業被害も発生しました。さらに、猛暑により令和の米騒動と言われるほどの米不足も発生しております。柳川市では大きな被害こそありませんでしたが、肥料など、農業に必要な物資の高騰な価格が続くなど、農業経営において非常に厳しい状況であると感じているところがあります。

また、担い手不足や後継者の確保などの課題がある中で、農業委員としても各関係機関と力を合わせて農地利用の適正化を推進し、農業基盤経営の向上を図るため頑張っていく必要があると考えております。

結びになりますが、今年も作物の順調な収穫ができるように期待しつつ、皆様方の今後ますますの御活躍と御多幸を祈念申し上げまして、年頭の挨拶に代えさせていただきます。

どうも本日は御出席ありがとうございました。

本日は、金子市長に御出席いただいておりますので、新年の御挨拶をお願いいたします。

○市長（金子健次君）

皆様、明けましておめでとうございます。

昨夜から、日本列島は大変な事態になっておりまして、山陰地方や北陸地方、また、東北

地方含めまして大雪でございます。亡くなった方もいらっしゃるとうちで流れておりまして。

令和7年第1回農業委員会の総会に当たりまして、年頭の御挨拶を申し上げます。

島添会長様をはじめ委員の皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのことと拝察いたします。お慶びを申し上げます。

また、皆様方には、平素より本市の農業振興及び発展のため御尽力頂いておりますことに對し、心から敬意を表し、厚くお礼と感謝を申し上げます。

今、会長のほうからお話がありましたけど、さて、去年は能登半島地震をはじめ、日本各地で台風や豪雨による災害が多数発生しております。被災地の早期の復興と被災者の方へのお見舞いを申し上げますとともに、亡くなった方の御冥福を心からお祈り申し上げたいと思います。

幸いにして、本市では災害による大きな被害は発生いたしませんでした。特に水害防止に関しましては、先行排水に取り組んでいただくなど、排水施設管理委員の皆様、改めて心から感謝を申し上げたいと思います。

一方で、世界情勢や円安による資材や燃油などの物価高騰が続いております。今月末には、アメリカでは、大統領がトランプ大統領に代わり、大きく世界情勢が変わろうとしております。さらには、気候変動による作物への影響など、本市の基幹産業であります農業を取り巻く情勢は依然として厳しい状況下にあります。

そういう中において、皆様にはますます御活躍を期待いたしますとともに、本年も被害なく、全ての作物が豊作を迎えられることを祈るばかりでございます。

さて、話題は変わりますが、本年は、新柳川市が誕生いたしまして20年になります。20周年を記念した行事、イベントの開催を予定いたしております。市外のみならず、海外からも多くの方がお越しになると思われますので、日本一のおもてなしの心でお迎えしたいと考えております。

ここで私事でございますけれども、本年4月23日をもちまして、市長の任を退くことにいたしました。これまで4期16年の長きにわたりまして、皆様方はじめ多くの方々からの御支援、御協力を賜りましたことに心から感謝をいたしております。この場を借りまして厚くお礼を申し上げさせていただきます。

残りの任期におきましても、精いっぱい務めさせていただく所存でございます。皆様の変

わらぬ御支援、御協力をお願いいたします。

結びに、改めて皆様方の知恵と力を結集されまして、これからの地域農業のより一層の発展を切り開いていただくことを期待いたしております。

皆様が安全安心で、この1年がよき年になることを心から祈念申し上げまして、新年の御挨拶と、私の4月23日ですけれども、退任のお礼の御挨拶とさせていただきます。皆様、本当に長い間ありがとうございました。（拍手）

○議長（島添茂樹君）

市長はこの後、公務多忙のため退席されます。どうもありがとうございました。

〔市長退席〕

○議長（島添茂樹君）

それでは早速、本年の令和7年第1回柳川市農業委員会の総会を始めたいと思います。座って始めさせていただきます。

本日の出席委員、18名で定足数であります。また、19名の推進委員の方に御出席いただいております。よって、ただいまから令和7年第1回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

令和7年

第1回柳川市農業委員会総会議案

議案第1号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第4号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について
3. あっせん申出書の取下願について

その他

令和7年1月10日提出

柳川市農業委員会会長 島 添 茂 樹

○議長（島添茂樹君）

今回提案しております案件は、議案第1号から議案第4号までの4件と報告3件であります。

本日の議事録署名人に、2番の藤吉利広委員と、10番の藤木邦彦委員を指名いたします。

早速議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号1番を議題といたします。

本案は農地利用適正化推進委員の番号〇番、〇〇委員からの提出議案となっておりますので、柳川市農業委員会会議規則第10条の規定を準用し、〇〇委員の退席をお願いいたします。

〔〇〇委員、退席〕

議案第1号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方同法施行令第1条の規定に基づき付議する。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,757平米、自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、議案第1号の農地法第3条について補足説明を行います。

申請番号1番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転、売買を行うための申請です。

なお、現状がぶどう園ということで、別途撤去費用がかかるということで、代金は1筆で〇〇円となっております。

申請番号1番は議案書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号の許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第1号、申請番号1番について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

全員賛成であります。よって、議案第1号、申請番号1番については、提案どおり承認することに決定いたしました。

ここで〇〇委員の退席を解除いたします。

〔〇〇委員、着席〕

○議長（島添茂樹君）

続きまして、申請番号2番から10番を議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の2ページの、申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積106平米、外1筆、合計526平米、自作。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・農舎、面積165平米、自作。譲受人、〇〇、譲

渡人、〇〇。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積421平米、自作。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,154平米、自作。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇。

3ページを御覧ください。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積108平米、外1筆、合計547平米、自作。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇。

申請番号7番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,160平米、自作。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇。

申請番号8番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積261平米、自作。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇。

申請番号9番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積575平米、外1筆、合計590平米、小作。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇。

申請番号10番、農地の所在、〇〇、地目・農業用施設、面積1,155平米、外4筆、合計3,079平米、自作。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇。

○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、申請番号2番から10番について補足説明を行います。

申請番号2番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転、売買を行うための申請です。代金は2筆で〇〇円。

申請番号3番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転、売買を行うための申請です。代金は1筆で〇〇円。

申請番号4番は、経営縮小する〇〇から、新規就農しようとする〇〇へ所有権移転、売買を行うための申請です。代金は1筆で〇〇円。

申請番号5番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転、売買を行うための申請です。代金は1筆で〇〇円。

申請番号6番は、離農する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転、売買を行うための申請です。代金は2筆で〇〇円。

申請番号7番は、離農する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転、売買を行

うための申請です。代金は1筆で〇〇円。

申請番号8番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転、贈与を行うための申請です。

申請番号9番は、離農する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ、使用貸借権の設定を行うための申請です。

申請番号10番は、親の〇〇から、子の〇〇へ、使用貸借権の設定を行うための申請です。

申請番号2番から10番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号の許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第1号、申請番号2番から10番について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

全員賛成であります。よって、議案第1号、申請番号2番から10番までについては、原案どおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

こちらにつきましては、事前に配付している3枚の、2枚目、3枚目の差替え分のほうを御覧ください。

ページ数でいうなら、差替え分の4ページと5ページ分になります。

議案書の4ページを御覧ください。

議案第2号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙の申請箇所図と一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,110平米。申請人、〇〇、相手方、〇〇、転用目的、駐車場。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積382平米。申請人、〇〇、相手方、〇〇、転用目的、通路、駐車場。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積812平米。申請人、〇〇、相手方、〇〇、転用目的、貸資材置場、貸駐車場。申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積264平米外1筆、合計1,558平米。申請人、〇〇、相手方、〇〇、転用目的、建売住宅（3戸）。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積384平米、申請人、〇〇、相手方、〇〇、転用目的、一般住宅。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,473平米、申請人、〇〇、相手方、〇〇、転用目的、資材置場。

申請番号7番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,051平米。申請人、〇〇、相手方、〇〇、転用目的、資材置場。

申請番号8番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,744平米外1筆、合計2,409平米。申請人、〇〇、相手方、〇〇、転用目的、建設工事資材置場、作業場、一時転用になります。

申請番号9番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積486平米外1筆、合計874平米。申請人、〇〇、相手方、〇〇、転用目的、貸駐車場。

○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、議案第2号の農地法第5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、譲受人、〇〇が駐車場設置、敷地拡張のための申請です。

契約種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号2番は、譲受人、〇〇が通路、駐車場設置のための申請です。

契約種類は売買、代金は1筆〇〇円。

申請番号3番は、譲受人、〇〇が貸資材置場、貸駐車場設置のための申請です。

契約種類は売買、代金1筆で〇〇円。

申請番号4番は、譲受人、〇〇が建売住宅3棟建設のための申請です。

契約種類は売買、代金は2筆で〇〇円。

申請番号5番は、譲受人、〇〇が一般住宅建設のための申請です。

契約種類は売買、代金は1筆で〇〇円。

申請番号6番は、借受人、〇〇が鋼材等の資材置場設置のための申請です。

契約種類は賃貸借権の設定。

申請番号7番は、譲受人、〇〇が建設発生土改良事業用の資材置場設置のための申請です。

契約種類は売買、代金は1筆で〇〇円。

申請番号8番は、借受人、〇〇が大規模乾燥調製貯蔵施設建設の工事資材置場、作業場として一時転用のための申請です。

契約の種類は賃貸借権の設定で、期間は令和7年2月15日から令和8年2月14日までの1年間。

申請番号9番は、譲受人、〇〇が貸駐車場設置のための申請です。

契約種類は売買、代金は2筆で〇〇円。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について御説明します。

申請番号1番及び4番の農地区分は、住宅が連たんしている区域内に近接し、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地のため、第2種農地と認定いたします。

第2種農地は第3種農地に立地困難な場合等に許可が可能となっておりますが、1番及び4番は、住宅その他周辺地域に居住する者の業務上及び日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものの例外的許可に該当するため、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号3番及び9番の農地区分は、3番が用途地域内にある第1種住居地域、9番が第2種中高層住居専用地域の農地のため、第3種農地と認定いたします。

第3種農地は、原則許可が可能な農地となっておりますので、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号2番及び5番、6番、7番の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と認定します。

第1種農地は原則転用不許可ですが、2番及び7番は既存敷地面積の2分の1以内の拡張として設置されるもの、5番及び6番は、住宅その他周辺地域に居住する者の業務上及び日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものの例外的許可に該当するため、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号8番の農地区分は、農用地区域内にある農地のため、原則転用不許可ですが、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要であると認められるものの例外的許可に該当するため、転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第2号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

全員賛成でございました。よって、議案第2号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第3号 農地移動適正化あっせん委員の指名について議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の6ページを御覧ください。

議案第3号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,496平米、外1筆。申出人、〇〇。
理由、経営縮小のため。

続きまして、受理番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,911平米、申出人、〇〇。
理由、離農のため。

受理番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,921平米、外3筆。申出人、〇〇。
理由、経営縮小のため。

受理番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,313平米、外1筆。申出人、〇〇。
理由、経営縮小のため。

受理番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,739平米、申出人、〇〇。
理由、離農のため。

受理番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,388平米、外3筆。申出人、〇〇。
理由、離農のため。

受理番号7番、農地の所在、〇〇。地目・田、面積1,379平米、外1筆。申出人、〇〇。
理由、離農のため。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の申請番号1番は両開地区、2番から6番は大和地区であります。7番は三橋地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。議案第3号、申請番号1番は、推進委員の山口弘司委員、成清義法委員、申請番号2番から3番は、推進委員の櫻木利和委員、米田秀俊委員、申請番号4番から6番は、推進委員の河口勇委員、平川貴大委員、堤和弘委員、大津眞次委員、申請番号7番は推進委員の鶴田信行委員、河口隆光委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、先ほどの10名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

賛成全員であります。よって、議案第3号については、先ほどの10名の委員を指名することに決定いたしました。

議案第4号 柳川市農用地利用集積計画について議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案第62号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

こちらにつきましては、まず最初に、別紙A4サイズ1枚ものの農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。公告年月日、令和7年1月14日。

1. 所有権移転関係。

利用権の種類、所有権、地目・田、農用地の利用内容、水田として、面積24,559平米、筆数15筆、売り手6名、買い手5名。

裏面を御覧ください。

各筆明細。所有権を移転する土地、所在地、〇〇、現況・田、面積1,818平米。所有権を移転する者（売り手）、住所、〇〇、氏名、〇〇、権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田、所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも令和7年1月24日。対価〇〇円。対価の支払方法、福岡銀行鹿児島営業部。所有権の移転を受ける者（買い手）、住所、福岡市中央区、氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、外8件です。

続きまして、A4サイズ2枚つづりの農用地利用集積事業公告概要表の存続期間変更分を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。公告年月日、令和7年1月15日。

1. 利用権設定関係（存続期間変更）。

変更後存続期間、年数10年、筆数9筆。

ほかの案件に関しては以下のとおりです。

別紙2枚目の各筆明細と一緒に各自お読み取りください。

以上で今回付議されました農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第1項の要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第4号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

全員賛成であります。よって、議案第4号について、提案どおり承認することに決定いた

しました。

最後に、報告に移ります。事務局よりお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の 8 ページを御覧ください。

報 告

1. 農地法第18条第 6 項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第 6 項の規定による通知書を受理したので報告する。

受理番号 1 番、受理月日、令和 6 年11月26日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積636平米、外 1 筆、合計1,897平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇。適要条項、農地法第18条第 6 項の規定による通知。備考、離作料なし。外16件です。

続きまして、議案書の11ページを御覧ください。

報 告

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

受理番号 1 番、受理月日、令和 6 年11月27日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,456平米、外 1 筆、合計4,369平米。使用貸人、〇〇。使用借人、〇〇。適要条項、農地法第 3 条許可に伴う使用貸借権設定解約。備考、解約日、令和 6 年11月27日。外 1 件です。

続きまして、下段の報告 3 を御覧ください。

報 告

3. あっせん申出書の取下願について

下記農地について、あっせん申出書の取下願を受理したので報告する。

受理番号 1 番、受理月日、令和 6 年12月 4 日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,041平米。願出人、〇〇。備考、令和 6 年 9 月26日付けで申出書を提出されていましたが、諸事

情により取り下げるものです。

受理番号2番、受理月日、令和6年12月19日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,388平米、外3筆。願出人、〇〇。備考、令和6年8月20日付けで申出書を提出されていましたが、諸事情により取り下げるものです。

報告は以上です。

○議長（島添茂樹君）

以上で議案及び報告全て終了いたしました。

続きまして、連絡事項について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（白谷雄一郎君）

それでは、2点ほど連絡事項がございます。

まず、1点目です。先ほどあっせん委員に指名されました推進委員さんにおかれましては、後ほど資料をお渡ししますので、そのまましばらくお待ちください。よろしくお願いいたします。

2点目です。

次回の総会日時でございます。次回総会は、2月10日、月曜日の14時から、ここ大和庁舎代会議室で開催いたしますので、御出席のほどよろしくお願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

○議長（島添茂樹君）

これをもちまして、令和7年第1回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

午後2時46分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年1月10日

柳川市農業委員会会長 島 添 茂 樹

会 議 録 署 名 委 員 藤 吉 利 広

〃 藤 木 邦 彦